

「徳島県最低賃金 大学周知キャラバン」実施要領

1 実施日

令和6年11月1日（金）

2 要請者

徳島労働局長

3 要請先（〇への要請は公開で実施）

〇徳島大学、鳴門教育大学、徳島文理大学、四国大学

4 要請内容

大学生への最低賃金周知協力要請

5 取材スケジュール等

〇 徳島大学 事務局 コミュニケーションハブ
（徳島市新蔵町2丁目24番地 事務局3階）

・13:00～ 要請

徳島労働局長から趣旨説明、要請文書等の手交、意見交換

・13:20～ 報道関係者との質疑

6 取材対応についてのご注意

取材場所において、協力要請開始から終了（要請文書の手交までの時間）まで、写真・カメラ撮影可能とし、担当職員が撮影可能・撮影終了の御案内をいたします。

大学の通常の業務等に支障が生じないように、取材場所・取材可能時間以外の取材・撮影や、大学生への取材・撮影は大学の許可を得た上で行ってください。

7 取材申込み

取材を希望される方は、令和6年10月31日（木）午後5時までに報道機関名と担当者の氏名、取材人数を下記事務局までご連絡願います。

事務局（問い合わせ先）

徳島労働局労働基準部賃金室（徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎1階）

電話 088-652-9165

メールアドレス：chinginshitsu-tokushimakkyoku@mhlw.go.jp

担当者：岡田・吉成